

別紙 2

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」(平成 16 年 2 月 9 日付健水発第 0209003 号) 別添 1 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後 (新)	改正前 (旧)								
<p data-bbox="241 461 1070 494">浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</p> <p data-bbox="170 557 1115 734">改正後の「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成 9 年厚生省告示第 111 号)における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の<u>具体例</u>については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p data-bbox="170 750 1111 975"><u>なお、試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドライン</u>について」(平成 24 年 9 月 6 日付健水発 0906 第 1～4 号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を<u>予め確認すること。</u></p> <p data-bbox="331 1038 954 1072">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" data-bbox="174 1080 1084 1227"> <tr> <td data-bbox="174 1080 519 1129">pH 値</td> <td data-bbox="519 1080 1084 1129">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1129 519 1227">カルシウム、マグネシウム等 (硬度)</td> <td data-bbox="519 1129 1084 1227">(略)</td> </tr> </table>	pH 値	(略)	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	(略)	<p data-bbox="1205 461 2033 494">浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</p> <p data-bbox="1133 557 2074 734">改正後の「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成 9 年厚生省告示第 111 号)における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の<u>詳細</u>については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p data-bbox="1290 1038 1912 1072">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" data-bbox="1137 1080 2047 1227"> <tr> <td data-bbox="1137 1080 1482 1129">pH 値</td> <td data-bbox="1482 1080 2047 1129">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1129 1482 1227">カルシウム、マグネシウム等 (硬度)</td> <td data-bbox="1482 1129 2047 1227">(略)</td> </tr> </table>	pH 値	(略)	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	(略)
pH 値	(略)								
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	(略)								
pH 値	(略)								
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	(略)								

アルカリ度	「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成16年2月9日付健水発第0209001号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「資機材試験方法通知」という。）の別紙方法1に定める方法
残留塩素	(略)

表2 浸出液の分析方法

カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法
水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第7に定める方法
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第8又は同別表第9に定める方法
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第10又は同別表第11に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法

アルカリ度	別紙方法1に定める方法。
残留塩素	(略)

表2 浸出液の分析方法

カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法。
(中略)	(中略)
1, 3-ブタジエン	別紙方法2又は別紙方法3に定める方法。

	方法	
<u>亜硝酸態窒素</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 13 に定める方法</u>	
<u>シアン化物イオン及び塩化シアン</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 12 に定める方法</u>	
<u>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 13 に定める方法</u>	
<u>フッ素及びその化合物</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 13 に定める方法</u>	
<u>ホウ素及びその化合物</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</u>	
<u>四塩化炭素</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法</u>	
<u>1, 4 - ジオキサン</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 16 に定める方法</u>	
<u>シス - 1, 2 - ジクロロエチレン及びトランス - 1, 2 - ジクロロエチレン</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法</u>	
<u>ジクロロメタン</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法</u>	
<u>テトラクロロエチレン</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法</u>	
<u>トリクロロエチレ</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表</u>	

<u>ン</u>	第 15 に定める方法	
<u>ベンゼン</u>	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法	
<u>ホルムアルデヒド</u>	基準検査方法告示の別表第 19 に定める方法	
<u>亜鉛及びその化合物</u>	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	
<u>アルミニウム及びその化合物</u>	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	
<u>鉄及びその化合物</u>	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	
<u>銅及びその化合物</u>	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	
<u>ナトリウム及びその化合物</u>	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 20 に定める方法	
<u>マンガン及びその化合物</u>	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	
<u>塩化物イオン</u>	基準検査方法告示の別表第 13 又は同別表第 21 に定める方法	

蒸発残留物	基準検査方法告示の別表第 23 に定める方法	
陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定める方法	
非イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 28 又は同別表第 28 の 2 に定める方法	
フェノール類	基準検査方法告示の別表第 29 に定める方法	
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	基準検査方法告示の別表第 30 に定める方法	
味	基準検査方法告示の別表第 33 に定める方法	
臭気	基準検査方法告示の別表第 34 に定める方法	
色度	基準検査方法告示の別表第 35 又は同別表第 36 に定める方法	
濁度	基準検査方法告示の別表第 38、同別表第 39 又は同別表第 41 に定める方法	
1, 2-ジクロロエタン	「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「水質基準等改正通知」という。）の別添方法 1 及	

	<u>び同別添方法 2 に定める方法</u>	
<u>アミン類</u>	<u>資機材試験方法通知の別紙方法 4 に定める方法</u>	
<u>エピクロロヒドリン</u>	<u>資機材試験方法通知の別紙方法 2 に定める方法</u>	
<u>酢酸ビニル</u>	<u>資機材試験方法通知の別紙方法 2 又は同別紙方法 3 に定める方法</u>	
<u>スチレン</u>	<u>資機材試験方法通知の別紙方法 2 又は同別紙方法 3 に定める方法</u>	
<u>2, 4-トルエンジアミン</u>	<u>資機材試験方法通知の別紙方法 5 に定める方法</u>	
<u>2, 6-トルエンジアミン</u>	<u>資機材試験方法通知の別紙方法 5 に定める方法</u>	
<u>1, 2-ブタジエン</u>	<u>資機材試験方法通知の別紙方法 2 又は同別紙方法 3 に定める方法</u>	
<u>1, 3-ブタジエン</u>	<u>資機材試験方法通知の別紙方法 2 又は同別紙方法 3 に定める方法</u>	
<u>別紙方法 1 ~ 5 削除</u>		<u>別紙方法 1 ~ 5 (略)</u>